

# ～ 建設業の事業主の皆さまへ～

労働保険への正しい加入をお願いします。

| 労働保険   |   |  |  |
|--|---|--|--|
| 保険の種類  | <b>①労災保険(現場労災)</b><br>建設工事現場での労災保険  | <b>②労災保険(事務所等労災)</b><br>建設工事現場以外の資材置き場や倉庫、土場等での労災保険  | <b>雇用保険</b>  |
| 加入の義務  | 元請事業場の事業主<br>  | 元請事業場・下請事業場に関わらず、労働者を雇用する事業主<br> | 下記の条件に当てはまる労働者を雇用している場合、年齢や本人の希望の有無に関わりなく、加入する必要があります。<br>(元請事業場・下請事業場いずれも対象) <ol style="list-style-type: none"> <li>1週間の所定労働時間が20時間以上であること</li> <li>31日以上引き続き雇用されることが見込まれること</li> </ol> |
| 給付の概要  | 建設工事現場の労働者が、業務中や通勤途上に被災した場合、業務に起因して発病した場合、また、業務に関連して死亡した場合に補償されます。<br> | 会社事務所、資材置き場、土場等での作業中(業務中)、また通勤途上に被災された場合等に補償されます。<br>※こちらのケースでは現場労災だけでは補償されません。                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者が失業した場合</li> <li>働く人の能力開発</li> <li>雇用を継続するための給付(介護休業、育児休業など)</li> <li>事業所への助成金</li> </ul>  |
| 保険料の負担   | 事業主   | 事業主  | 事業主および労働者  |
| 手続きするところ   | 事業所の所在地を管轄する労働基準監督署   | 事業所の所在地を管轄する労働基準監督署  | 事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)  |
|  注意 | 労災保険に加入していない状態で事故が発生した場合「未加入災害」として、保険料を遡って徴収する他に、労災保険から受けた給付額の全額または一部を事業主に負担していただく <b>費用徴収</b> を行う場合があります。  |  |   |

※詳しくは管轄の労働基準監督署またはハローワークにてご確認ください。



兵庫労働局HP



詳細版(厚生労働省)はこちらから



兵庫労働局・労働基準監督署・公共職業安定所  
(ハローワーク)

# 兵庫労働局・労働基準監督署 一覧表

令和8年1月1日 現在

| 種別<br>局・監督署別     | 所在地  | 電話番号                                    | 管轄                                   |
|------------------|--|---|--------------------------------------|
| 兵庫労働局<br>労働保険徴収課 | 〒650-0044<br>神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号<br>神戸クリスタルタワー 15F | 適用指導官<br>主任労災・労働保険専門員<br>(078) 367-0794 | (兵庫県全域)                              |
| 神戸東              | 〒650-0024<br>神戸市中央区海岸通29<br>神戸地方合同庁舎 3F          | (078)<br>332-5353                       | 神戸市のうち<br>中央区・灘区                     |
| 神戸西              | 〒652-0802<br>神戸市兵庫区水木通10-1-5                     | (078)<br>576-1831                       | 神戸市のうち 兵庫区<br>・長田区・須磨区<br>・垂水区・北区・西区 |
| 尼崎               | 〒660-0892<br>尼崎市東難波町4-18-36<br>尼崎地方合同庁舎 1F       | (06)<br>6481-1541                       | 尼崎市                                  |
| 姫路               | 〒670-0947<br>姫路市北条1-83                           | (079)<br>224-1481                       | 姫路市・神崎郡<br>・粟粟市・揖保郡<br>・たつの市         |
| 伊丹               | 〒664-0881<br>伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎                 | (072)<br>772-6224                       | 伊丹市・川西市<br>三田市・丹波篠山市<br>・川辺郡         |
| 西宮               | 〒662-0942<br>西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎 3F               | (0798)<br>24-8603                       | 西宮市・芦屋市・宝塚市<br>神戸市のうち 東灘区            |
| 加古川              | 〒675-0017<br>加古川市野口町良野1737                       | (079)<br>422-5001                       | 明石市・加古川市<br>高砂市・三木市<br>小野市・加古郡       |
| 西脇               | 〒677-0015<br>西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎                | (0795)<br>22-3366                       | 西脇市・加西市<br>加東市・丹波市<br>・多可郡           |
| 但馬               | 〒668-0031<br>豊岡市大手町9-15                          | (0796)<br>22-5145                       | 豊岡市・養父市<br>朝来市・美方郡                   |
| 相生               | 〒678-0031<br>相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎                 | (0791)<br>22-1020                       | 相生市・赤穂市<br>佐用郡・赤穂郡                   |
| 淡路               | 〒656-0014<br>洲本市桑間280-2                          | (0799)<br>22-2591                       | 洲本市・淡路市<br>・南あわじ市                    |

※ 開庁時間 平日 8時30分 ~ 17時15分 (年末年始(12/29~1/3)及び土日祝日を除く)

## 労働保険の適用事業場情報をインターネットで確認いただけます。

- 事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っているか否かを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できます。
- 検索結果として表示される項目は、「事業主の名称」、「事業主の所在地」、「成立している保険関係の種類(労災保険・雇用保険)」です。  
(注) 労働者個人について、雇用保険の受給に必要な手続(雇用保険の資格取得手続)がなされているかを確認できるものではありません。
- 事業主の皆様におかれましては、名称や所在地に変更がある場合は、変更が生じてから10日以内に「名称・所在地等変更届」を労働基準監督署等に提出していただく必要があります。

### 「労働保険の適用事業場情報」検索ページの開設場所

[厚生労働省ホームページ]ホーム → [テーマ別に探す]雇用・労働 → 労働基準 → [施策情報]労働保険の適用・徴収 → [施策紹介]労働保険に関する総合情報はこちら → [適用事業場検索]労働保険適用事業場検索